

令和2年度 第14回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和2年12月17日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階 会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第13回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第41号 令和3年度宮古島市立幼稚園休園の承認について
- 日程第5 議案第42号 宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校  
の変更に関する規則の一部改正について
- 日程第6 議案第43号 宮古島市学習用ICT機器運用規程の制定について
- 日程第7 報告第12号 宮古島市教育情報化推進計画の改訂について
- 日程第8 そ の 他

議案第 4 1 号

令和 3 年度宮古島市立幼稚園休園の承認について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立幼稚園管理規則第 3 条第 2 項の規定により幼稚園を休園するには教育委員会の承認を経る必要があるので、本案を提出します。

別紙

令和3年度宮古島市立幼稚園休園の承認について

下記の幼稚園については、幼児募集の結果、宮古島市立幼稚園管理規則第4条の規定による学級編成の基準に満たないため、同規則第3条第2項の規定により令和3年度において休園とする。

記

1. 令和3年度 休園とする幼稚園

幼稚園の名称	位 置
宮古島市立 砂川幼稚園	宮古島市城辺字砂川605番地
宮古島市立 池間幼稚園	宮古島市平良字池間887番地
宮古島市立 福嶺幼稚園	宮古島市城辺字新城448番地

議案第42号

宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に  
関する規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年12月17日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

住民情報システムの移行に伴い、様式を改正する必要があるので、本案を  
提出します。

宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に  
 関する規則の一部を改正する規則

宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に  
 関する規則（平成31年宮古島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正す  
 る。

第3条第1項中「当該保護者に対し、通学指定校変更承認通知書（様式第2  
 号（第3条関係））を、関係する学校長に対し、通学指定校変更通知書（様式  
 第3号（第3条関係））を通知する」を「当該保護者及び関係する学校長に対  
 し通学指定校変更承認通知書（様式第2号）により通知しなければならない」  
 に改める。

様式第1号中「平成」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）		年 月 日
（住所） （保護者氏名）又は（学校 校長）様		
宮古島市教育委員会		
<b>通学指定校変更承認通知書</b>		
下記の児童生徒に対する通学指定校変更について承認しましたので通知いたします。		
記		
		通知書番号
児 童 ・ 生 徒 氏 名		
生 年 月 日	性 別	
現 住 所		
学 校 区		
保 護 者 氏 名		続 柄
保 護 者 所 住 所		
就 学 校	学 年	年
就 学 期 間		
備 考		

様式第3号を削る。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

議案第43号

宮古島市学習用 ICT 機器運用規程の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年12月17日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

GIGAスクール構想の実現に向け新たに導入する学習者用タブレット及びモバイル Wi-Fi ルーターについて、各学校へ家庭への持ち帰り等を想定した運用の基準を示す必要があるので、本案を提案します。

## 別紙

### 宮古島市学習用 ICT 機器運用規程

#### (目的)

第1条 この規程は、宮古島市教育委員会が学習用に整備する ICT 機器（以下、「機器」という）を適正、かつ、効果的に学習に活用するため必要な事項を定めるものとする。

#### (対象機器)

第2条 本規程の対象となる機器は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学習者用タブレット（以下「タブレット」という。）
- (2) 学習用モバイル Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」という。）

#### (使用範囲)

第3条 機器の使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各小中学校の教育課程における学習活動での使用
- (2) クラブ活動又は部活動等を目的とした学校管理下での使用
- (3) 児童生徒の家庭における学習での使用

#### (使用時間)

第4条 機器の使用は、原則として小学生は午後9時まで、中学生は午後10時30分までとする。

#### (使用制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する使用者について使用を禁止する。

- (1) 第3条の使用範囲を逸脱して使用したことが明らかになったとき。
- (2) 使用目的、内容等が娯楽的要素のみであるとき。
- (3) 通常の使用範囲と考えられる容量を超えて使用したとき。

#### (ルーターの家庭使用)

第6条 ルーターの家庭における使用は、宮古島市立学校へ通学している児童生徒及び経済的事情により必要な環境を整備することができない家庭の児童

生徒を対象に実施するものとする。ただし、家庭の状況変化等により緊急に貸出しが必要となる場合は、各学校長の判断で対象とすることができるものとする。

(ルーターの家庭使用申請)

第7条 ルーターの家庭における使用を希望する児童生徒の保護者は、あらかじめ家庭使用申請書(様式第1号)を、在席する学校に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の申請を受け付けた場合には、申込み状況を取りまとめ、家庭使用申請状況報告書(様式第2号)により教育長へ報告しなければならない。

3 学校長は、前項による対象者の名簿を常備し、家庭における使用について適切な管理を行わなければならない。

(ルーターの貸出し管理)

第8条 ルーターの家庭における使用のための貸出しは、原則として前条第3項に規定する名簿に記載のある者に限り実施する。

2 貸出しの必要性については家庭学習内容等を考慮して各校で判断し、実施するものとする。

3 貸出しは原則として前項により必要と判断した日ごとに行い、家庭使用后、翌登校日には各校へ返却しなければならない。

4 前項の規定は長期休暇及び緊急時等については例外とし、その期間については学校長が定め保護者へ通知するものとする。

5 各校では、貸出しの記録を残し、返却状況等の管理を実施しなければならない。

(タブレットの運用管理)

第9条 タブレットは、常時過不足の把握が可能なよう、学級単位で台数管理を行うものとする。

2 タブレットの持ち帰りは、家庭学習内容等を考慮して各校で判断し実施するものとする。

(使用者の遵守事項)



第10条 使用者は、目的及び使用範囲を逸脱することが無いよう、本規程を遵守するものとする。

2 使用者は、機器の汚損及び破損、紛失又は盗難、置き忘れ等が無いよう取扱いには細心の注意を払うものとする。

(事故報告)

第11条 学校長は、機器の汚損及び破損、紛失又は盗難、置き忘れ等が判明した場合には事故報告書（様式第3号）により教育長へ報告するものとする。

附 則

この訓令は、令和3年3月1日から施行する。

年 月 日

宮古島市立 学校 校長 殿

モバイルWi-Fiルーター家庭使用申請書

次により宮古島市教育委員会所有のモバイルWi-Fiルーターを家庭での学習に使用したいので申請します。

申請者	氏 名		児童生徒との 関係(続柄)	
	生年月日	年	月	日
家庭で環境整備が できない理由		<input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他( )		
同 意		1. 本申込に当たり、申請者及び対象者世帯員の課税状況等について、宮古島市教育委員会が必要に応じて調査・確認することに同意します。 2. 使用者の遵守事項を守り、万一汚損及び破損、紛失又は盗難、置き忘れ等の事故が発生した場合には、速やかに学校へ報告します。 3. 前項の事故発生により端末機器の修繕及び購入費用等の補償を求められることがあることを了承します。		
		署 名 _____ (印)		
対象者	氏 名		ク ラ ス	
	氏 名		ク ラ ス	
	氏 名		ク ラ ス	
	氏 名		ク ラ ス	
	氏 名		ク ラ ス	

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 殿

宮古島市立 学校  
校長 印

モバイルWi-Fiルーター家庭使用申請状況報告書

家庭使用の申込みについてとりまとめましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 家庭使用申請者数： 名
2. 添付資料： 申込状況一覧



様式第3号（第11条関係）

学習用 ICT 機器事故報告書

下記のとおり本校において事故が発生したため報告します。

年 月 日

宮古島市立 学校長 印

学 校 教 育 課				学 校		
課 長	主 幹	補佐兼係長	係 員	校 長	教 頭	担 当 者
発 生 日 時	年 月 日			時 分		
発 生 の 経 緯						
破 損 等 の 状 況	【機器名】			【管理番号】		
今 後 の 対 策						

※児童生徒の持ち帰り時における破損等については、家庭への状況聞き取りの上、詳細に記載してください。発生の経緯や破損等の状況によっては保護者負担をお願いする場合があります。

報告第12号

宮古島市教育情報化推進計画の改訂について

平成30年10月に策定した宮古島市情報化推進計画について、別紙のとおり改訂したので、これを報告する。

令和2年12月17日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

宮古島市教育情報化推進計画令和2年度改訂\_改訂箇所一覧

ページ	項目	内容
5~6	I-II-II 国の動向	・GIGAスクール構想の実現についての記載を追加して修正
10	II-II-I これまでの取組 ①教育用コンピュータのタブレット化	・令和元年度までの整備実績を反映し修正
11	③ICT支援員の配置	・令和2年度現在の配置状況を反映し修正
13	表：宮古島市立小中学校における主なICT環境の整備状況	・令和2年10月現在の内容に修正
17	表：施策と整備目標の一覧	・次頁以降の各施策に合わせ整備目標を修正
18	方針1. ICT活用に必要な環境整備の推進	・環境整備の根拠として「GIGAスクール構想の実現」を追加して修正
19	①ネットワーク環境整備	・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施に合わせた内容及びスケジュールに修正。
20	②学習用タブレット整備	・公立学校情報機器整備事業の実施に合わせた内容及びスケジュールに修正 ・BYODの検討開始を明記 ・「ICT活用計画」の策定を整備目標に追加
21	③各種ソフトウェア・デジタル教材の整備	・GIGAでの整備内容に合わせた内容に修正 ・Edtech導入実証の実施、学習者用デジタル教科書に関する記載を追加
22	④大型提示装置（電子黒板）整備	・令和元年度までの整備実績を反映し内容及びスケジュール修正 ・次期更新に向けた財源確保に関する記載を追加 ・整備目標の完了を明記
23	⑤学校施設及び設備の整備	・現在の進捗に合わせスケジュール修正
25	方針2. 安全安心な利活用のための規程・体制の整備 ①教育情報セキュリティポリシーの策定	・令和元年度までの整備状況を反映し内容及びスケジュール修正
28	方針3. 授業での利活用のための支援体制充実 ①ICT支援員の配置	・1人1台環境に合わせた配置の検討について追加して修正
29	②教育研修の充実	・段階別研修について明記して修正 ・整備目標をICT活用計画での研修計画提示に修正
30	③運用管理体制の確立	・GIGAタブレット調達における保守要件の明記を追加して修正
32	方針4. 特別支援学級及び配慮を要する児童生徒に対する情報化の推進 ①特別支援学級及び配慮を要する児童生徒のための環境整備	・タブレット整備はGIGAで完了することを追加して修正 ・整備目標をICT活用計画での活用事例提示に変更
34	方針5. 情報モラル教育の推進 ①学校における情報モラル教育の実践	・現在の進捗に合わせスケジュール修正 ・整備目標の文言修正
35	②家庭・地域との連携と外部人材活用	・現在の進捗に合わせスケジュール修正
39	III-I-I 教育委員会の役割	・主な役割を学務係に集約 ・教育総務課と教育施設班の分離
40	III-I-II 市長部局との連携	・記載内容を各課所管計画に絞り修正
41	III-II 進捗管理	・ICT活用計画による活用状況把握等の内容を追加して修正 ・内容に合わせ図を修正
42	体制図	・前頁までの計画内容に合わせ修正